

トクテンでんきプラン別説明書 トクテンベーシック B プラン

2025 年 11 月 17 日実施

フラットエナジー株式会社

トクテンでんきプラン別説明書
[トクテンベーシック B プラン]

目次

1 契約種別.....	4
2 トクテンベーシック B 北海道	5
3 トクテンベーシック B 東北.....	6
4 トクテンベーシック B 東京	7
5 トクテンベーシック B 中部.....	8
6 トクテンベーシック B 北陸.....	9
7 トクテンベーシック B 関西.....	10
8 トクテンベーシック B 中国	11
9 トクテンベーシック B 四国.....	12
10 トクテンベーシック B 九州.....	13
11 本説明書の変更および廃止	15

トクテンでんきプラン別説明書 トクテンベーシック B プラン（以下、「本プラン」といいます。）は、当社のトクテンでんき約款（以下、「トクテンでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2025 年 11 月 17 日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「料金表」において定めます。

トクテンでんき 料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	契約種別	
電 要	トクテンベーシック B 北海道	従量電灯 C
	トクテンベーシック B 東北	従量電灯 C
	トクテンベーシック B 東京	従量電灯 C
	トクテンベーシック B 中部	従量電灯 C
	トクテンベーシック B 北陸	従量電灯 C
	トクテンベーシック B 関西	従量電灯 B
	トクテンベーシック B 中国	従量電灯 B
	トクテンベーシック B 四国	従量電灯 B
	トクテンベーシック B 九州	従量電灯 C

2 トクテンベーシック B 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

1. 適用条件

- (1) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約容量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	33 円 00 銭

280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

33 円 00 銭

3 トクテンベーシック B 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

1. 適用条件

(1) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。

(2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計

(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

5. 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

6. お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき

369 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	26 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 00 銭

4 トクテンベーシック B 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

1. 適用条件

- (1) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311 円 75 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	26 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 00 銭

5 トクテンベーシック B 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

1. 適用条件

- (1) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 00 銭

6 トクテンベーシック B 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

1. 適用条件

- (1) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定

める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 00 銭

7 トクテンベーシック B 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

1. 適用条件

- (1) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)に

かわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	22 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 00 銭

8 トクテンベーシック B 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

1. 適用条件

- (1) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
--------------------	----------

次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 97 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 00 銭

9 トクテンベーシック B 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

1. 適用条件

- (1) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた

値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 契約電流

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

6. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 50 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	22 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 50 銭

10 トクテンベーシック B 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

1. 適用条件

- (1) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (2) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流

3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

4. 契約電流

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「トクテンでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「トクテンでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「トクテンでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 50 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 50 銭

11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、トクテンでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の変更又は廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、トクテンでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 当社は、本説明書廃止に伴う各種賠償等には応じないものとします。